

○宇城広域連合ごみ処理手数料の後納払いに関する要綱

平成24年3月28日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、宇城広域連合ごみ処理手数料条例(平成19年宇城広域連合条例第38号。)第3条に規定するごみ処理手数料の後納の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(後納の要件)

第2条 ごみ処理手数料の後納の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 宇土市、宇城市又は美里町(以下「関係市町」という。)の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者
- (2) 関係市町に住所を有する公的機関及びそれに準ずる者

(承認の申請)

第3条 申請者は、毎年2月1日から2月末日までの間にごみ処理手数料後納承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 施設に搬入する車両一覧(様式第3号)
- (3) 市税等の滞納がない証明書
- (4) 直近の決算書
- (5) 一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し

2 前条第1項第2号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず公的文書等により依頼しなければならない。

(承認及び計量カードの交付)

第4条 広域連合長は、申請書類を精査した後、承認、不承認を決定し、承認した場合はごみ処理手数料後納承認通知書(様式第4号)により、承認しない場合はごみ処理手数料後納不承認通知書(様式第5号)により、申請者に対し通知するものとする。

2 広域連合長は、承認したとき又は公的機関及びそれに準ずる者(以下「後納者」という。)に計量カードを交付するものとする。

3 前項の計量カードを亡失又は損傷したときは、再交付を受けなければならない。この場合において、計量カードの再交付に係る費用については、後納者がその全額を支払わなければならない。

(承認の期間)

第5条 承認の期日は原則として毎年4月1日とし、その有効期間は、当該年度末までとする。

(承認の取消し)

第6条 手数料の納入が遅延した場合は、承認を取り消すものとする。

(計量票)

第7条 宇城広域連合宇城クリーンセンターは、搬入の都度計量し、計量カードを確認した上で、計量票を搬入者に渡すものとする。

(請求)

第8条 広域連合長は、後納者ごとに廃棄物を搬入した月のごみ処理手数料を集計し、搬入した日の属する月の翌月に請求をすることとする。

(納入期限)

第9条 後納者は、請求書を受けた日から30日以内にごみ処理手数料を納入するものとする。ただし、納入期限の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日であるときは、その日の翌日を納入期限とする。

(雑則)

第10条 この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(承認の申請の特例)

2 平成24年度の承認の申請における第3条の規定の適用については、同条中「毎年2月1日から2月末日まで」とあるのは「4月1日から4月末日まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月28日告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日告示第3号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

ごみ処理手数料後納承認申請書

宇城広域連合長 様

次のとおりごみ処理手数料の後納について申請します。

申請人 (郵便番号) 所在地 _____ 名 称 _____ 代表者 _____ 印 電 話 _____
後納申請の種別 ごみ処理手数料
申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

※誓約書、施設に搬入する車両一覧、市税等の滞納がない証明書、直近の決算書、
一般廃棄物収集運搬業の許可証の写しを添付すること。

様式第2号（第3条関係）

誓約書

年 月 日

宇城広域連合長 様

所在地

名 称

代表者

印

電 話

ごみ処理手数料については、納入期限までに必ず納入することを誓約
します。

様式第3号（第3条関係）

施設に搬入する車両一覧

所在地

名 称

代表者

印

電 話

番号	自動車登録 番号 (ナンバープ レート番号)	届出区域		
		宇土市	宇城市	美里町
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 届出区域に「○」を記入して下さい。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

宇城広域連合長

ごみ処理手数料後納承認通知書

申請いただきました 年度ごみ処理手数料後納について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 後納承認番号 第 号
- 2 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 搬入施設名
- 4 承認条件
 - (1) 廃棄物の搬入については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、構成市町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則並びに搬入施設の指示を遵守する。
 - (2) 手数料は、納入期限内に必ず納入すること。遅延した場合は、後納承認を取り消すものとする。

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

宇城広域連合長

ごみ処理手数料後納不承認通知書

申請いただきました 年度ごみ処理手数料後納について、承認しないことに決定しましたので通知します。

記

1 理由

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)